

Japan Peripheral Revascularization 研究会 会則

第1条 名称

本研究会は「Japan Peripheral Revascularization 研究会」と称する。

第2条 目的

本研究会は末梢血管障害に対する、血管内治療の基本を習得する機会を得ると共に、その関連領域に関する最新の研究成果等を提供し、学術の向上と治療、技術、研究の発展を図る事を目的とする。

第3条 事業

本研究会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 研究会、講演会、世話人会の開催
*上記事業を原則として年1回開催する。
- 2) その他本会発展の為に必要な事業

第4条 構成・会員

本研究会は本研究会の主旨に賛同する医師および研究者ならびにその他の者をもって構成する。

第5条 役員

本研究会に次の役員を置く。

- 1) 代表世話人 3名
世話人 若干名
会計 1名
会計監査 1名
- 2) 世話人は世話人会の推薦により選出。
- 3) 代表世話人は世話人の中から選挙または推薦により選出する。
- 4) 会計、会計監査は世話人の中から選挙または推薦により選出する。

第6条 役員の職務

- 1) 代表世話人は本会を代表し、その業務を総理する。
- 2) 代表世話人は世話人会を組織し、この会の定める事項および事項以外の事項を決議し執行する。
- 3) 代表世話人は各議事録を作成し、保管、管理する。
- 4) 会計監査は本会の業務執行状況及び財産状況を監査する。

第7条 役員の任期

- 1) 代表世話人及び役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2) 世話人、会計、会計監査の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3) 役員変更の必要性が生じた場合、代表世話人に退任、新任を一任する。

第8条 財務

本研究会は本研究会の運営に必要な資金を次の方法により得る。

- 1) 会費
会費を徴収する。(6,000円)
- 2) 寄付
本研究会の目的に賛同する企業、団体、機関等より寄付を受けることができる。
- 3) 会計報告
会計報告は事務局が世話人会で報告し、承認を得る。

第9条 会計

- 1) 本研究会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日までとする。
- 2) 本研究会の経費は参加費、寄付金による収入をもってこれに当てる。
- 3) 本研究会の予算および決算は世話人会の決議を得るものとする。

第10条 事務局

本研究会を運営するにあたり事務局を下記に設置する。

医療法人社団 森と海 東京 東京蒲田病院 循環器内科
〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-10-1
TEL : 03-3733-0525

第11条 会則の変更は世話人会の決議を得るものとする。

第12条 付則

本会則は2007年1月1日より施行する。
2025年1月11日（一部改訂）